

協議結果

1. 一般質問及び本会議における議案質疑への一問一答の導入

(1) 一般質問の質問方法について

方式	1回目			2回目		
	場所	質問方法	答弁方法	場所	質問方法	答弁方法
一括質問方式	演壇	一括	一括	発言席	一括	一括
一問一答方式	演壇	一括	一括	発言席	一問一答	一問一答

(2) 理事者側の発言場所について

ア. 一般質問（代表質問）及び議案質疑の答弁時

- ・市長が答弁する場合は、すべて発言席で答弁。副市長、教育長、部長等については、一問一答方式、一括質疑方式のどちらの方式でも自席で答弁する。

イ. 提案理由の説明及び議案の説明時

- ・市長の予算大綱説明・本会議（第3日目等）の提案理由の説明時は、登壇して発言する。
- ・本会議（最終日等）の部長等による議案説明時は、発言席で発言する。

(3) 発言通告書の様式について

- ・現在の様式を踏襲するが、新たに質問方式の選択欄を設ける。

(4) 一問一答の導入に伴う会議規則の整理

- ・「ただし書き」の解釈により、現行どおりとする。

【参考：質疑方式、質疑時間について】

本会議		質疑方式	質疑時間
一般質問（代表質問）	議案質疑	一問一答・一括質疑 の選択制	60分以内
			時間制限なし

委員会		質疑方式	質疑時間
定例会中	予算特別委員会	一問一答・一括質疑 の選択制	30分以内 (款のくくりごと)
	決算特別委員会		時間制限なし
	常任委員会（議案等審査）		時間制限なし
	一般会計予算特別委員会		時間制限なし
閉会中	常任委員会（調査研究）		時間制限なし
	調査特別委員会	時間制限なし	